

### きほんてきかんがかた 3. 基本的考え方

#### けんりしゅたいしゃかいいちいん 1) 「権利の主体」である社会の一員

しようがいわたしかんけいきかならわたりいけんき  
障害のある私たちに関係することを決めるときは、必ず私たちの意見を聞いて決めること  
いちばんたいせつじょうほうつたき  
が一番大切です。そのためには、情報が伝わらなければ、なにも決めることはできません。今  
ほんにんぬきせいど  
までのように、本人抜きで決められた制度によって、がまんしたり、あきらめたりするのではなく、  
わたしじぶんかんじぶんえらきけんり  
私たちは、自分に関するこのすべてを自分で選んで、決める権利があります。

#### さべつしゃかい 2) 「差別」のない社会づくり

さべつくべつあつかき  
「差別」とは、区別して、扱いに差をつけて、分け隔てすることです。差別には、合理的配慮  
ふく  
がないことも含まれます。  
しようがいりゆうさべつしゃかい  
「障害」を理由として差別しない、されない社会をつくります。

#### しゃかいてきかんてんあらいちづ 3) 「社会モデル」的観点からの新たな位置付け

しようがいひとくいいあらしゃかいもんだい  
障害のある人が暮らしにくい、生きにくいのは、壁(バリア)を作っている社会に問題がある  
しゃかいかべとのぞわたししゃかいか  
からです。そうした社会の壁を取り除くためには、私たちの社会が変わらなければなりません。

#### ちいきせいかつかのうしえん 4) 「地域生活」を可能とするための支援

しせつひょういんくおだれすえらちいき  
施設や病院などで暮らすことを押しつけられることなく、誰とどこに住むかを選び、地域で  
じりつせいかつひつようできせつしえんう  
自立した生活ができるように、必要とする適切な支援を受けられるようにします。

#### きょうせいしゃかいじつけん 5) 「共生社会」の実現

ひとりひとりこせいちがみとしようがいひとひとおなにんげんともいしゃかい  
一人一人の個性や違いを認め、障害のある人も、ない人も、同じ人間として共に生きる社会  
じつけんたれでばんやくわりひといしゃかい  
を実現します。それは、誰にも出番や役割があり、その人らしく生きられる社会です。